

任意継続被保険者の資格喪失に関する Q & A

Q：申出による任意継続被保険者の資格喪失の手続きと資格喪失時期について教えてください。

A：「任意継続被保険者資格喪失申出書」を健康保険組合へ提出してください。

資格喪失日は、健保組合が申出を受理した日の翌月 1 日となります。

Q：健保組合が受理した後の「任意継続被保険者の資格喪失」は取り消せますか？

A：取り消しは原則できません。

Q：保険証は、いつ返却すればいいのですか？

A：申出書には添付せず、翌月 1 日以降、返却してください。

Q：申出による任意継続被保険者の資格喪失をする場合、申出書が受理された月の保険料は、返還してもらえますか？

A：申出書が受理された月は、任意継続被保険者となるため、保険料は返還されません。

※資格喪失は、健保組合が申出書を受理した日の翌月 1 日となります。